



島根県報

令和3年3月31日（水）

号外第38号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公企規程】

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程	(企業局総務課)	2
島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程	(")	2
島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	(")	3
島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	(")	3
島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程	(企業局施設課)	3

島根県公営企業管理規程

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第2号

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程

島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の東部事務所の表中「工務第一係、工務第二係」を「工務係」に改め、同項の西部事務所の表中「工務第一係、工務第二係」を「工務係」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第3号

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

島根県企業局事務処理規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第12号中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

別表第1第1号管理者決裁事項の欄の1中「基本方針」の次に「の決定」を加え、同表第6号管理者決裁事項の欄の2中「、欠勤等を承認し」を「を承認し、欠勤届を受理し」に改め、「又は」を削り、「を変更する」を「（再任用短時間勤務職員に係るものに限る。）をし、勤務時間の割振りを変更し、又は部分休業を承認する」に改め、同号局長専決事項の欄の2中「、欠勤等を承認し」を「を承認し、欠勤届を受理し」に、「又は勤務を要しない時間を指定する」を「勤務時間の割振り（再任用短時間勤務職員に係るものに限る。）をし、勤務時間の割振りを変更し、又は部分休業を承認する」に改め、同表第7号管理者決裁事項の欄の1中「任免等」を「任命等」に改め、同欄の2中「命ずる」を「任命する」に改め、同号局長専決事項の欄の1中「任免等」を「任命等」に改め、同表第16号局長専決事項の欄の3中「基づいて」を「基づき、工事の変更及び中止その他の」に改め、同表第21号管理者決裁事項の欄の1及び同号局長専決事項の欄の2中「決済する」を「決裁する」に改め、同表第25号管理者決裁事項の欄の1から3までを削り、同欄の4中「経済産業局長」を「主務大臣」に改め、同欄中4を1とし、同欄の5中「経済産業局長」を「主務大臣」に改め、同欄中5を2とし、同号局長専決事項の欄の1から4までを次のように改める。

- 1 法第27条の27第1項の規定により事業の届出を経済産業大臣にすること。
- 2 法第27条の27第3項の規定により事業の届出の変更を経済産業大臣に届け出ること。
- 3 法第27条の29において準用する法第2条の7第2項の規定により地位の承継を経済産業大臣に届け出ること。
- 4 法第27条の29において準用する法第27条の25第1項及び第2項の規定により事業の休止及び廃止並びに法人の解散を経済産業大臣に届け出ること。

別表第1第25号局長専決事項の欄の5及び6中「経済産業局長」を「主務大臣」に改め、同欄の7中「を選任し、又解任したとき経済産業局長」を「の選任又は解任を主務大臣」に改め、同欄の8及び9中「経済産業局長」を「主務大臣」

に改め、同欄の10中「の事前届け出を経済産業局長」を「を事前に主務大臣」に改め、同表第29号局長専決事項の欄の1中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同欄中1を2とし、その前に次のように加える。

1 法第12条第1項の規定により工事計画の変更を知事に申請すること。

別表第2第1号中「平成6年島根県条例第1号」を「平成12年島根県条例第52号」に改め、同表第14号中「昭和41年島根県公営企業管理規程第12号」を「昭和63年島根県公営企業管理規程第5号」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第4号

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第5号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「第14条」の次に「、第16条」を加え、同条第3項中「年次有給休暇並びに」の次に「第16条及び」を加え、同条第4項中「第15条から第17条まで」を「第15条、第17条」に改める。

第23条第1項中「夏季休暇」の次に「、生理休暇」を加え、同条第2項中「、第16条」を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第6号

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

水路工作物	1月	貯水池・調整池	工作物周辺状況調査	1年	貯水池・調整池 15メートル以上のダム	堆砂状況調査 漏水量測定	1年 ダム操作規程に基づく 適時
		ダム	外観調査	1年			
		その他の水路工作物	外観及び周辺状況調査	1年			
			内部及び機能点検	3年			

」

を

「

水路工作物	1月	貯水池・調整池	工作物周辺状況調査	1年	貯水池・調整池 15メートル以上のダム	堆砂状況調査 漏水量測定	1年 ダム操作規程に基づく 適時
		ダム	普通点検	1年			
			精密点検	概ね10年			
		その他の水路工作物	機能点検	適時			
外観及び周辺状況調査	1年						
普通点検及び機能点検	3年						
		精密点検	概ね10年				

」

に改め、同表の（注）に次のように加える。

6 積雪期又は災害発生時等は巡視の周期を変えることができる。

別表第4の（注）に次のように加える。

4 積雪期又は災害発生時等は巡視の周期を変えることができる。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。